

（後面衝突警告表示灯）

第76条の2 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第254条の4の2第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和10年8月31日（輸入された二輪の一般原動機付自転車にあっては令和12年8月31日）以前に製作された二輪の一般原動機付自転車
- 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪の一般原動機付自転車であって、令和10年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後面衝突警告表示灯の性能、取付位置及び取付方法に変更がないもの